

でんさいネット用語解説

	用語	解説
1	電子記録債権	<ul style="list-style-type: none"> 手形、売掛債権の問題点を克服した新たな金銭債権です。電子記録債権の発生・譲渡は、電子債権記録機関の記録原簿に電子記録することが、その効力発生の要件です。通称を「でんさい」といいます。
2	電子債権記録機関	<ul style="list-style-type: none"> 記録原簿を備え、利用者の請求にもとづき電子記録や債権内容の開示を行うこと等を主業務とする、電子記録債権の「登記所」のような存在のものです。
3	記録原簿	<ul style="list-style-type: none"> 債権記録が記録される帳簿であって、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができるものとして主務省令で定めるものを含む。）をもって電子債権記録機関が調製するものをいう。
4	でんさいネット	<ul style="list-style-type: none"> 全国銀行協会が設立した電子債権記録機関が「株式会社全銀電子債権ネットワーク」であり、同社の通称を「でんさいネット」と呼びます。
5	発生記録	<ul style="list-style-type: none"> 手形取引の場合、手形を発行することを「手形を振り出す」といいますが、でんさい取引の場合、「でんさい」を振り出すことを「発生」といい、「発生」を記録原簿に記録することを「発生記録」といいます。
6	発生記録請求	<ul style="list-style-type: none"> 「発生記録」を取引金融機関を通じて電子債権記録機関の記録原簿に記録請求することを「発生記録請求」といいます。
7	債務者	<ul style="list-style-type: none"> 「でんさい」の支払人のことで、手形取引に例えるならば、手形の振出人のことを「債務者」といいます。

8	債権者	<ul style="list-style-type: none">・「でんさい」の受取人のことで、手形取引に例えるならば、手形の受取人のことを「債権者」といいます。
9	債務者請求方式	<ul style="list-style-type: none">・債務者（支払人）が「でんさい」を発生記録請求して発生させる方式を「債務者請求方式」といいます。手形取引に例えるならば、支払いに際し、支払人が「約束手形」を振り出し受取人に手交する取引に類似します。
10	債権者請求方式	<ul style="list-style-type: none">・債権者（受取人）が発生記録請求を行い、5営業日以内に債務者（支払人）に承諾を得る方式を「債権者請求方式」といいます。手形取引の「為替手形」の取引に類似します。
11	譲渡記録	<ul style="list-style-type: none">・手形の裏書譲渡のように、「でんさい」を商取引先に譲り渡すことを「譲渡」といい、「譲渡」を記録原簿に記録することを「譲渡記録」といいます。
12	譲渡記録請求	<ul style="list-style-type: none">・「譲渡記録」を電子債権記録機関の記録原簿に記録請求することを「譲渡記録請求」といいます。
13	分割譲渡記録	<ul style="list-style-type: none">・「でんさい」を分割して商取引先に譲渡したことを記録原簿に記録することを「分割譲渡記録」といいます。
14	分割譲渡記録請求	<ul style="list-style-type: none">・「分割譲渡記録」を取引金融機関を通じて電子債権記録機関の記録原簿に記録請求することを「分割譲渡記録請求」といいます。（金融機関への分割譲渡も可能）

15	支払不能処分制度	<ul style="list-style-type: none">• 支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合、原則として当該債務者のお客さまには、支払不能処分が科せられる制度です。 《支払不能処分の主な内容は、以下のとおりです。》• 「でんさい」の債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。• 1回目の支払不能となった「でんさい」の期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。「取引停止処分」が適用された債務者は、「債務者利用停止措置」および「参加金融機関との間の貸出取引禁止」が科されます。• 同日に複数の「でんさい」が支払不能となった場合は、支払不能回数は1回とカウントします。 手形交換所の不渡処分制度とは別の制度ですので、手形の不渡処分回数との合算はいたしません。
16	異議申立手続	<ul style="list-style-type: none">• 契約不履行等、「でんさい」の支払いを中止する正当な理由がある場合に口座間送金決済を中止する時に債務者（支払人）のお客さまが、支払不能処分を猶予してもらうための手続です。• 異議申立手続をする場合には、支払期日の前営業日までに窓口金融機関にその旨の申し出をしていただき、支払期日までに債権金額相当額（異議申立預託金）を窓口金融機関にお預け（預託）いただくことが必要です。 （異議申立預託金は、異議申立の手続が終了した時に返還します。）
17	コアタイム	<ul style="list-style-type: none">• どの金融機関でも利用可能な時間帯（9:00～15:00）です。 （当日取引、予約取引ともに取扱い可能な時間帯です。）

18	善意取得及び人的 抗弁の切斷	<ul style="list-style-type: none"> 電子記録債権の譲渡について、電子記録債権の権利者として債権記録に記録されている譲渡人が、実際は無権利者であっても、そのことを知らずに、または知らないことに重大な過失が無く電子記録債権を譲り受けた者は当然、債権者としての権利を取得します。（善意取得） また、債務者（支払人）は、原則として、電子記録債権を譲り受けた者に対して、権利発生の原因となった事情等を理由に支払を拒むことはできません。（人的抗弁の切斷）
19	電子記録保証	<ul style="list-style-type: none"> 電子記録債権に係る債務を主たる債務とする保証であって保証記録したものを「電子記録保証」といいます。
20	電子記録保証人	<ul style="list-style-type: none"> 「でんさい」の債務者に係る債務を保証する旨、保証記録により記録されたお客さまのことをいいます。通常は、「でんさい」を譲渡した際の譲渡人が、「電子記録保証人」に該当します。
21	特別求償権	<ul style="list-style-type: none"> 電子記録保証人が、電子記録債権の債務者（支払人）に代わって弁済（支払い）し、「支払等記録」として記録原簿に記録された場合に、債務者や前の保証人（譲渡人）に代わって弁済した金額（保証履行金額）を求償することができる権利です。
22	支払免責	<ul style="list-style-type: none"> 債務者が債権記録に電子記録債権の債権者として記録されている者に対して支払をした場合には、仮にその者が無権利者であったとしても、悪意・重過失がない限り、その支払は有効であるとして、支払いをした者に「支払免責」が認められています。
23	一括請求機能	<ul style="list-style-type: none"> 取引先が多い場合等、発生記録請求、譲渡記録請求、分割記録請求は、それぞれ複数の請求を一括で行うことができる機能のことです。
24	開示	<ul style="list-style-type: none"> 債務者（支払人）・債権者（受取人）・電子記録保証人等、それぞれの立場で、関係する債務や債権等の照会を行うことです。

25	支払等記録	<ul style="list-style-type: none">・支払期日に債務者（支払人）支払口座より資金を引落とし、債権者（受取人）受取口座へ送金することで電子記録債権が決済される場合等、電子記録債権が支払等により消滅した事実等を記録原簿に記録することを「支払等記録」といいます。（口座間送金決済が完了し、支払期日の3営業日後に記録原簿に記録されます。）
26	通知情報	<ul style="list-style-type: none">・発生記録、譲渡記録等が成立したこと（記録情報）を債務者（支払人）・債権者（受取人）等関係者に知らせる（通知する）情報機能です。
27	予約請求	<ul style="list-style-type: none">・1か月先までの日付を指定し、（発生・譲渡・分割）記録請求の予約請求が可能です。例えば発生記録請求の予約請求の場合、手形取引ならば、振出日を先日付として手形を振出すことを意味します。
28	指定許可機能	<ul style="list-style-type: none">・取引先以外からの誤請求を防止するため、記録請求の通知を受ける相手方を限定する機能です。（詳細は職員にお尋ね下さい。）